

地震により被災された事業主の方及び従業員の方に対し雇用や労働に関する特例措置が設けられています。

【主な内容】○被災された従業員の方、仕事をお探しの方向け

- ・「震災特別相談窓口」「学生等震災特別相談窓口」「震災関連相談窓口」の設置
- ・災害で勤務先が事業を休・廃止し、賃金が受け取れない場合に受給できる「失業給付」
- ・被災して職業訓練が受けられなくなった場合の訓練時間などの特殊的取扱い
- ・地震の影響で退職を余儀なくされた人が利用する「未払賃金立替払制度」の申請手続きの簡略化

○被災された事業主の方向け

- ・「震災特別相談窓口」「学生等震災特別相談窓口」「震災関連相談窓口」の設置
- ・災害により休業せざるを得ない場合の従業員への賃金や手当について、「雇用調整助成金」による公的支援
- ・期限内に各種助成金の支給申請ができない場合の後日申請
- ・労働保険料、障害者雇用納付金などの納付期限延長・猶予

※詳しくは下の問い合わせ先にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

熊本労働局（職業安定課）	096-211-1703
熊本労働基準監督署	096-362-7100
ハローワーク宇城	0964-32-8609